



## 福祉施設版

## NEWS LETTER

2018 年 1 月号

税理士法人 吉井財務研究所

岡山県岡山市北区青江1丁目4番16号  
 TEL : 086-226-5265 / FAX : 086-224-3051  
<http://www.yoshiizaimu.co.jp>

## サービス別に見る 給与費の割合

介護事業は一般的に、人件費の割合が高い産業であると言われています。実際はどうなっているのでしょうか。厚生労働省が発表した「平成 29 年介護事業経営実態調査結果の概要」※<sup>1</sup>より、給与費割合の統計に注目します。



## ほとんどの事業で 6 割超

各年度の収入に対する給与費の割合をサービス事業別にまとめたのが下表です。一部を除いて 6 割を超える事業がほとんどで、中には 8 割を超える事業もあります。平成 28 年度決算

では、全 22 事業中 13 事業で、給与費の比率が前年を上回る結果となりました。

※<sup>1</sup> 厚生労働省「平成 29 年介護事業経営実態調査結果の概要」  
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kaigo/jittai17/index.html>

## 収入に対する給与費の割合

		26年度決算	27年度決算	28年度決算	前年度比	推移
施設サービス	介護老人福祉施設	62.6%	63.8%	64.6%	↑	
	介護老人保健施設	58.5%	59.6%	60.1%	↑	
	介護療養型医療施設	56.9%	58.8%	60.0%	↑	
居宅サービス	訪問介護※ <sup>2</sup>	73.3%	75.2%	76.1%	↑	
	訪問入浴介護※ <sup>2</sup>	70.6%	72.0%	65.1%	↓	
	訪問看護※ <sup>2</sup>	78.7%	79.3%	78.3%	↓	
	訪問リハビリテーション※ <sup>2</sup>	62.2%	63.5%	65.2%	↑	
	通所介護※ <sup>2</sup>	60.7%	62.1%	64.2%	↑	
	通所リハビリテーション※ <sup>2</sup>	62.3%	64.3%	64.6%	↑	
	短期入所生活介護※ <sup>2</sup>	60.6%	63.9%	64.0%	↑	
	特定施設入居者生活介護	43.2%	44.4%	46.0%	↑	
	福祉用具貸与※ <sup>2</sup>	35.7%	34.8%	34.2%	↓	
	居宅介護支援	86.5%	85.6%	84.1%	↓	
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	88.8%	82.1%	81.6%	↓	
	夜間対応型訪問介護	78.3%	81.5%	74.9%	↓	
	地域密着型通所介護	62.0%	63.7%	63.7%	-	
	認知症対応型通所介護※ <sup>2</sup>	66.3%	67.4%	68.3%	↑	
	小規模多機能型居宅介護※ <sup>2</sup>	65.8%	66.8%	67.6%	↑	
	認知症対応型共同生活介護※ <sup>2</sup>	61.7%	64.0%	62.7%	↓	
	地域密着型特定施設入居者生活介護	53.1%	53.9%	56.5%	↑	
	地域密着型介護老人福祉施設	62.1%	63.5%	64.4%	↑	
看護小規模多機能型居宅介護	71.3%	68.2%	66.8%	↓		

※<sup>2</sup>介護予防を含む

厚生労働省「平成29年介護事業経営実態調査結果の概要」より作成

## 増加する男性介護者と介護時間

家族の介護を理由とした、いわゆる介護離職が問題となるなど、家族を介護する人が増加していることがうかがえます。ここでは、総務省の調査結果※から家族の介護をしている人の数や、介護時間を年齢階級別にみていきます。

### 介護者数は 15.8 万人の増加

上記調査結果から、15 歳以上でふだん家族の介護をしている人（以下、介護者）の増減を男女別にまとめると、表 1 のとおりです。

【表1】男女別介護者数（千人）

	23年	28年	増減
総数	6,829	6,987	158
男性	2,675	2,776	101
うち40-49歳	355	363	8
うち50-59歳	709	716	7
うち60-69歳	778	838	60
うち70歳以上	517	593	76
女性	4,154	4,211	57
うち40-49歳	570	615	45
うち50-59歳	1,279	1,193	-86
うち60-69歳	1,043	1,233	190
うち70歳以上	691	775	84

総務省「平成28年社会生活基本調査の結果」より作成

平成 28 年の全国の介護者数は 698.7 万人で、23 年から 15.8 万人の増加となりました。男女別では男性が 277.6 万人、女性は 421.1 万人と、143 万人ほど女性の方が多くなっています。ただし増減では、男性が 10.1 万人増なのに対して女性が 5.7 万人増と、男性介護者数の増加が目立ちます。

介護者全体の 90% 程度を占める 40 歳以上の介護者数は、50 代と 60 代の介護者数が多い状況です。女性の場合、23 年は 50 代が最も多かったものの、28 年には 50 代女性の介護者数は減少し、60 代の方が多くなりました。

### 介護時間は 40 代男性で 1 時間以上増加

次に週全体の介護時間の平均（以下、介護時間）をまとめると表 2 のとおりです。

【表2】介護者の週全体の介護時間（時間・分）

	23年	28年	増減
総数	2.19	2.29	0.10
男性	2.17	2.32	0.15
うち40-49歳	1.33	2.49	1.16
うち50-59歳	1.59	2.23	0.24
うち60-69歳	2.09	2.24	0.15
うち70歳以上	3.01	2.56	-0.05
女性	2.20	2.28	0.08
うち40-49歳	2.05	2.34	0.29
うち50-59歳	2.08	2.20	0.12
うち60-69歳	2.17	2.31	0.14
うち70歳以上	3.02	2.41	-0.21

総務省「平成28年社会生活基本調査の結果」より作成

28 年の全体（総数）の介護時間は 2 時間 29 分で、23 年よりも 10 分増加しました。男女別では、男性が 2 時間 32 分で 23 年より 15 分の増加、女性が 2 時間 28 分で 8 分の増加となり、男性の方が女性を上回りました。これは調査開始以来、初めてのことでそうです。

40 代以降の介護時間は男女とも 70 歳以上が最も多く、男性が 2 時間 56 分、女性が 2 時間 41 分となりました。ただし 70 歳以上では、男女ともに 23 年より減少しています。

少子高齢化の進展によって、今後は高齢者が高齢者の介護を行うケースがさらに増えてきます。福祉施設等では今後の施設運営上、利用者だけでなく介護者に対するサポートも重要になってくるのではないのでしょうか。

※総務省「平成 28 年社会生活基本調査の結果」

指定する調査区（全国で約 7,300 調査区）内にある世帯のうちから、無作為に選定した約 8 万 8 千世帯の 10 歳以上の世帯員約 20 万人を対象とした、平成 29 年 9 月に発表された調査です。ここでのふだん家族の介護をしている人とは、1 年間に 30 日以上介護をしている人を行います。詳細は次の URL のページからご確認ください。http://www.stat.go.jp/data/shakai/2016/kekka.htm

## 福祉施設でみられる 人事労務Q & A



### 『職員に喫煙を控えるよう指示してもよいのでしょうか？』



休憩時間中に職員が施設の近くの路上で喫煙をしているようです。それについて他の職員はよく思っていないようですし、近隣住民に悪いイメージを与えないかという心配もしています。職員に喫煙を控えるように指示してもよいのでしょうか？



喫煙すること自体は個人的なことでもあるため、一切禁止とすることは難しいと考えられますが、業務に支障がないよう、喫煙をしてよい時間、場所などのルールを定めておくといよいでしょう。

#### 詳細解説：

職員の喫煙について、特にルールが定められていない場合には、職員が周囲に十分な配慮をせずに喫煙し、秩序が保たれないということがあります。また、利用者に煙草のにおいなどによって、不快な思いをさせることも想定されます。そのため、喫煙に関するルールを定めておくといよいでしょう。



ルールを定める際、まずは喫煙をしてよい時間の取扱いについて検討します。職員が、業務時間中に何度も喫煙のために持ち場を離れるような状況では、十分なサービスの提供ができません。職員には、職務専念義務がありますので、業務時間中の喫煙を禁止することも可能でしょう。一方で、休憩時間や就業時間の前後の取扱いについては、職員が自由に行動できるようにしておかなければならないため、喫煙を禁止することは難しいと考えられます。

次に、喫煙の場所について検討します。休憩時間中であつたとしても、利用者が使用する共用スペースなど、ところかまわず喫煙すると、においや健康被害の問題は当然として、そもそも喫煙自体により印象を持っていない方もいることから、場合によっては二度と施設を利用してもらえない可能性も出てきます。そのため、喫煙は指定した場所に限り認めるというルールを明確にすることが必要です。また、最近では、労働安全衛生法に職場内での受動喫煙を防止する努力義務が定められていますので、利用者の観点だけでなく、一緒に働く職員についても不快にさせることがないような配慮をしたいものです。

喫煙自体を禁止することは難しいところですが、健康被害のことも考えると、単にマナーの話ではすまなくなってきました。時間や場所について一定のルールを定めるほか、衣服についたにおいなどにも配慮し、利用者や他の職員などに不快な思いをさせないようにしたいものです。

## 事例で学ぶ 4 コマ劇場

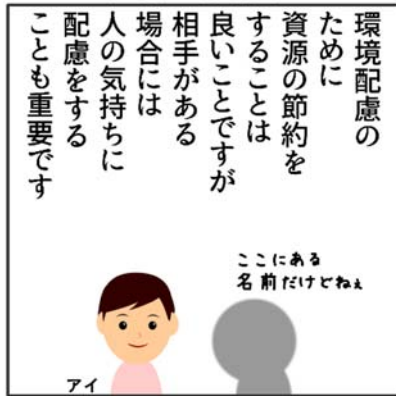
### 今月の接遇ワンポイント情報

#### 『名前の間違い』



### ワンポイントアドバイス

#### 名前の間違い



今回の事例では、アイさんが、利用者様からお名前の間違いを指摘され、修正しました。

そしてこの修正の仕方について、利用者様は良い印象をもたれなかったようです。

なぜでしょうか。

資源の節約、リサイクルといった観点からすると、アイさんの修正の仕方は問題ないといえるでしょう。しかし、ここで忘れてはならないのは、利用者様への気持ちです。

お名前が間違っていたことについて、アイさんは謝罪を述べていますが、本当に申し訳ないことだと認識していたのであれば、もっと丁寧で、気持ちのこもったお詫びを口にすることができたでしょう。

あるいはそもそも修正をする前に、資源に関する考え方を述べ、利用者様に修正テープを用いた書き直しを伺ってみたならば、利用者様も理解を示してくださったかもしれません。

その人の考えていることは、不意の応対に表現されてしまいます。状況がどうであれ、利用者様を大切に思う気持ちを忘れないようにしましょう。